

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【飯田市】

(令和8年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)		○	長野県住宅供給公社飯田管理センター	0265-48-0460	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	保育家庭課	0265-22-4511	入所申込者は親権者たる保護者1名となります。 申請児童の同居者欄にパートナーとして記入いただけます。
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)		○	危機管理課	0265-22-4511	同一世帯の方であれば申請書の提出ができますので、届出受領証の有無に関わらず委任状は不要です。
保育所・学童保育所への送迎		○	保育家庭課	0265-22-4511	
職員の福利厚生等	○		人事課	0265-22-4511	市職員が対象です。 長野県パートナーシップ届出制度への届出が必要です。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課	0265-22-4511	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
要介護認定の代理申請		○	長寿支援課	0265-22-4511	申請には代理権を確認できる書類の提示が必要です。
生活保護制度の申請		○	福祉課	0265-22-4511	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
DV相談窓口の利用		○	保育家庭課	0265-22-4511	交際相手等から暴力を受けた場合に利用できます。